

名古屋市告示第473号

事後調査結果中間報告書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第2項の規定に基づき事業者から名古屋都市計画墓園事業勅使ヶ池墓園に係る事後調査結果中間報告書（工事中）（その5）（以下「事後調査結果中間報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき次のとおり告示するとともに、この事後調査結果中間報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和7年9月25日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名古屋市
名古屋市長 広沢 一郎
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
- 2 対象事業の名称及び種類
名古屋都市計画墓園事業勅使ヶ池墓園
レクリエーション施設の建設
- 3 対象事業の実施予定地
名古屋市緑区鳴海町字鏡田、笹塚、諸ノ木及び大清水の各字の一部
- 4 事後調査結果中間報告書の提出年月日
令和7年9月12日（金）
- 5 事後調査結果中間報告書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 名古屋市緑区青山二丁目15番地

緑区役所

ウ 名古屋市緑区元徳重一丁目401番地

緑区役所徳重支所 (以下「徳重支所」という。)

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター (以下「環境学習センター」という。)

(伏見ライフプラザ13階)

(2) 縦覧期間

令和7年9月25日(木)から同年10月9日(木)まで。ただし、地域環境対策課、緑区役所及び徳重支所にあつては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにあつては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、緑区役所及び徳重支所

午前8時45分から午後5時15分まで

イ 環境学習センター

午前9時30分から午後5時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課